

資料15 府内のごみ焼却施設（市町村設置）の排ガス中ダイオキシン類濃度

自治体名	施設名	炉番号	炉規模 (t/日)	排ガス中 ダイオキシン類濃度 (最新報告値) (ng-TEQ/m ³)	基準	
					ガイ ラ イ ド ン	法定恒久 対策基準 (平成14年12 月1日適用)
京 都 市	東北部クリーンセンター	1	350	0	0.1	0.1
		2	350	0	0.1	0.1
	西部クリーンセンター	1	300	0.54	1	1
		2	300	0.58	1	1
	南部クリーンセンター 第一工場	1	300	0.92	1	1
		2	300	0.41	1	1
	南部クリーンセンター 第二工場	1	200	0.14	1	1
		2	200	0.62	1	1
		3	200	0.0063	1	1
	東部クリーンセンター	1	200	0.00017	1	1
		2	200	0.00065	1	1
		3	200	0.00020	1	1
福 知 山 市	ごみ焼却施設	1	75	0.008	0.1	1
		2	75	0.000002	0.1	1
舞 鶴 市	清掃事務所第1工場	1	40	0.13	5	5
		2	40	(共通煙道)		
	清掃事務所第2工場	1	15	0.037	5	10
		2	15	(共通煙道)		
綾 部 市	クリーンセンター	1	25	0.29	0.1	5
宮 津 市	清 掃 工 場	1	37.5	0	1	10
		2	37.5	0.00031	1	10
亀 岡 市	桜塚クリーンセンター	1	40	0.0070	5	5
		2	40	0.0097	5	5
		3	40	0.033	5	5
京 田 辺 市	環境衛生センター 甘南備園	1	40	0.39	5	5
		2	40	0.40	5	5
峰 山 町	クリーンセンター	1	24	0	1	10
		1	21	0.00036	0.1	5
	クリーンセンター	2	21	0	0.1	5
乙 訓 環 境 衛 生 組 合	150t/日ごみ処理施設	1	75	0.0090	0.5	5
		2	75	0.00061	0.5	5
	75t/日ごみ処理施設	1	75	0.0093	0.1	1
城 南 衛 生 管 理 組 合	長谷山清掃工場	1	200	0.0013	1	1
		1	115	0.042	1	1
	折居清掃工場	2	115	0.13	1	1
相 楽 郡 西 部 塵 埃 処 理 組 合	打越台環境センター	1	30	0.013	5	10
		2	30	0.018	5	10
相 楽 東 部 じ ん かい 処 理 組 合	相 楽 東 部 ク リ ー ン セ ン タ ー	1	10	0.017	5	10
		2	10	0.16	5	10
船 井 郡 衛 生 管 理 組 合	京 都 中 部 ク リ ー ン セ ン タ ー	1	23	0.14	5	5
		2	23	(共通煙道)		

※ 平成16年3月末までの測定値です。

※ ガイドラインは、厚生省ガイドラインに基づく行政指導基準として、平成14年12月を目途に適合させるよう指導していた基準であり、法定恒久対策基準は平成14年12月から適用された基準です。